

「墨田区子ども読書活動推進計画（第5次）」の策定方針について

1 策定理由

現在の「墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）」が、令和7年3月31日をもって期間満了となるため策定する。

2 計画の位置付け

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項及び墨田区子ども読書活動推進条例第9条の規定に基づき策定し、子どもたちが主体的に読書活動を行うことができるよう環境の整備・充実を総合的・主体的に推進するための施策を示す。

3 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

4 策定方針

墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）の成果と課題を整理し、国や東京都の計画等との整合性を踏まえ策定する。

令和5年度に実施した「墨田区子どもの読書に関する調査」の結果を基礎資料として反映し、より実態に沿った実行性のある計画とする。

5 策定体制

図書館運営協議会にて計画の内容検討を行い、また、庁内の関係各課長による策定委員会により第5次計画を策定していく。

(1) 図書館運営協議会の構成

学識経験者、小中学校校長、図書館ボランティア、区民委員等

(2) 策定委員会の構成

委員長：教育委員会事務局次長

委員：教育委員会関係課長、子ども・子育て支援部関係課長、地域力支援部関係課長、福祉保健部関係課長

事務局：ひきふね図書館

6 今後の予定

令和6年4月：図書館運営協議会（前計画の検証、調査結果報告及び策定方針確認）

5月：第1回策定委員会（実績報告、策定方針の決定、計画案の検討）

図書館運営協議会、策定委員会の設置（内容の検討）

6月：図書館運営協議会（内容の検討）

7月：図書館運営協議会（内容の検討）

9月：図書館運営協議会、第2回策定委員会（中間報告案の検討）

10月：教育委員会（中間報告案の報告）

11月：墨田区議会（中間報告案の報告）

12月：パブリックコメントの実施

令和7年1月：図書館運営協議会、第3回策定委員会、教育委員会（最終計画案の検討）

3月：墨田区議会（最終計画案の報告）、関係機関に周知